

事例8 高齢受給者(70歳以上)入院外(一般所得)(マル長)(75歳到達月)
(S19.4.1までに生まれた方)

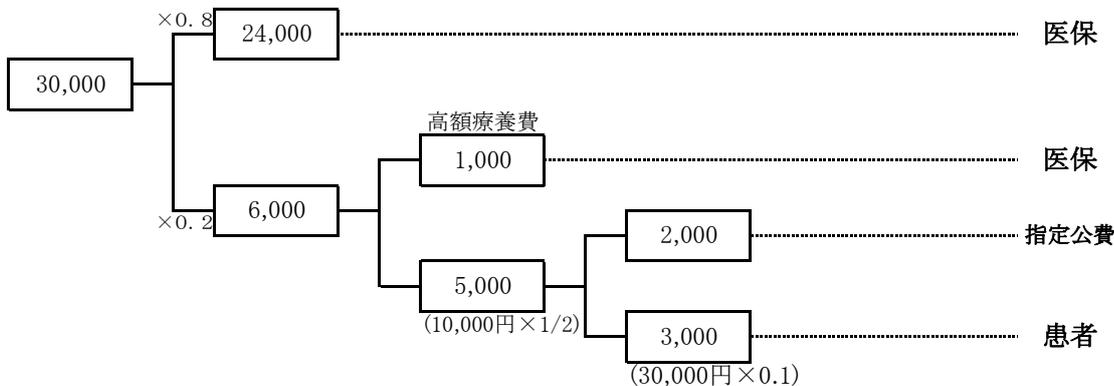
社保

訪問看護療養費明細書										6 訪問	1 社	2 2 併	8 高外一
-										保険者番号			
公費負担番号①	8	0								公費負担医療の 受給者番号①			
公費負担番号②										公費負担医療の 受給者番号②			
氏名										特記			
職務上の事由										02 長			
合計	保険	請求 円	※ 決定 円	負担金額 円		※高額療養費 円							
	公費①	30,000		3,000			※公費負担金額 円	備考					
	公費②						※公費負担金額 円						

※ 医療費の1割が自己負担限度額を超えない場合

【療養の給付】 →高額療養費が発生しているので、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた一部負担金額(現物高額及び指定公費適用後の患者1割負担額)を記載

→月の途中で75歳になった方は、社保と後期高齢者医療制度において、制度を移行した月の医療費の自己負担限度額が2分の1になる(月の初日に医療保険の種類の変更となる場合を除く)

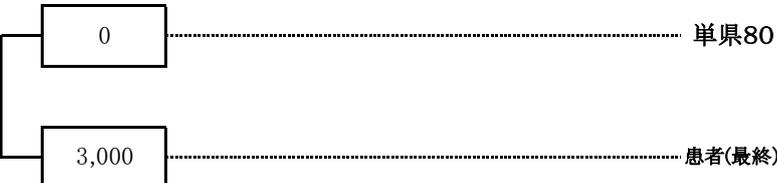


(保険) 70歳以上 社保 定率2割

合計	
医保	25,000 円
(高額再掲)	1,000 円
指定公費	2,000 円
患者	3,000 円
単県80	0 円
患者(最終)	3,000 円

(高齢受給者証) 定率2割(75歳到達まで特例措置1割)
(一般)自己負担限度額=12,000円
(高額療養費)特定疾病受療証(マル長)高額限度額 10,000円
(公費①)単県80 定率1割 一般(一部負担上限額 12,000円)

高額療養費
(30,000円×0.2)−5,000円=1,000円



→単県80の上限額が12,000円(一般)の為、単県80の給付なし(ただし、単県80の受給者証の提示があった場合、レセプトに記載)

※なお、S19.4.2以降に生まれた方については、レセプトの記載例中、保険の負担金額が、5,000円となる。また、指定公費の適用がないため、単県80が2,000円を給付する。